

甲第37号証

令和6年(ワ)第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢ほか2名

被告 国

陳述書

2025年10月22日

住所

氏名

山崎俊樹

- 1 私は、1981年に袴田巖さん（以下「袴田さん」といいます。）が再審請求をした時から、袴田さんの支援に関わってまいりました。当時「清水救援会」が結成され、その活動に加わり、第一次再審の即時抗告審以降は個人的に関わりを続け、清水救援会の解散後の2003年12月には、他の支援者らとともに「袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会」を立ち上げました。以来、味噌漬け実験などを行いながら、袴田さんの冤罪を訴える市民活動を続けてきました。
- 2 私は、静岡地方裁判所でおこなわれた袴田さんの再審公判において、傍聴券の抽選に当選し、2024年1月17日の第7回公判、および、同年3月27日の第12回公判を傍聴することができました。この際の入廷手続は、極めて厳格に行われており、他の裁判では経験したことのないものでした。
- 3 まず、裁判所の正門から敷地に入り、建物の玄関までの間に、常時3名程度の裁判所職員または民間の警備員が立っていました。
公判がおこなわれる法廷がある2階のエレベーター前には、長机が設置され、職員7～8名が傍聴者の手荷物の預かりを担当していました。長机の下部には

「筆記用具以外は持ち込みできません」という趣旨の張り紙がありましたが、見えにくい位置にあり、2023年11月の再審公判の時に、携帯電話を預け忘れたために傍聴できなかつた方がいたため、私が傍聴した時には、筆記用具以外の荷物はすべて預けるように口頭でも指示されました。傍聴者の手首には、リストバンドが巻かれました。その番号が傍聴席番号と対応しており、指定席制となっていました。

法廷の入口前の通路では、ハンディタイプの金属探知機による身体検査が行われました。法廷に持ち込む物はすべて中を開けて見せるよう求められ、私は、持っていた手帳のページを職員の前でめくって見せました。ほかの傍聴者の中には、咳止めの飴など健康上必要な物品まで持ち込みを禁じられた方もいて、私はこの検査を「極めて厳格」だと感じました。

私は、支援団体の一員として、裁判所に対し、傍聴人の数を増やすことや傍聴の在り方などについて要請活動をおこなってきましたので、再審公判が開かれるよりも前に、「HAKAMADA」と記されたTシャツ等を着て裁判所を訪れたことがあるのですが、その際、職員から「できればそういうTシャツを着てこないでくれないか」と言われたことがありました。このときの職員の言い方は、「依頼」や「要請」と受け止められるものでしたが、再審公判の時の職員の対応は、明らかに口調が異なり、命令的な印象を受けました。「できれば」とか、「お願いします」「ご協力ください」といった柔らかい表現は一切ありませんでした。いつもは見かけない職員が多数配置されて傍聴人を見張っており、国井裁判長のなんらかの指示に基づいて、組織的・統一的に対応していると感じました。

- 4 ほかに、法廷前にあるトイレの利用が制限され、利用のたびに再度持ち物検査を受ける必要があったことや、筆記用具以外の持ち込みが一律に禁止されたこと、傍聴席が指定席とされ、空席があっても補充が認められなかつたことなど、袴田さんの再審公判における裁判所の規制は、あきらかに行き過ぎていました。こうした規制の理由を職員に尋ねても、「裁判体の判断です」と繰り返すのみで、具体的な根拠の説明は一切ありませんでした。

5 私は、今回の裁判所の対応は「任意の要請」ではなく、明らかに「命令」であったと感じています。規制の厳しさ、職員の配置の仕方、職員の言葉遣いなどから見て、裁判体の指示によって組織的に行われていたと確信しています。

私たち支援団体は、この再審公判を通じて、別紙のとおり、6回にわたって裁判所に対し、傍聴者の知る権利が守られるよう、要請をおこなってきました。第6回の要請においては、この訴訟でも問題になっている、バッジを外させたり、衣服のHAKAMD Aの文字にガムテープを貼ったりした「過剰な警備」の改善を求めています。しかし、私たちの要請はほとんど聞き入れられませんでした。

6 すでに述べたように、私は本当に長い間、袴田事件の支援活動を続けてきましたが、袴田さんの無実を信じて活動する私たちと対立する団体、たとえば、袴田さんが犯人に違いないと主張するような勢力であったり、死刑に存置を訴える勢力であったりを見たことは一度もありません。もちろん、再審公判においても、そうした主張をする人や団体を、少なくとも私は目にしていません。再審公判を通じて、法廷の内外で、対立や喧噪などは、まったく起きていませんでした。だからこそ、なぜ裁判所がこれほど過剰な警備をするのか理解できなかったのです。

7 傍聴は、市民が裁判の公正を監視するために保障された権利です。ところが今回の運用では、支援者があたかも排除すべき対象であるかのように扱われ、裁判の公開原則が実質的に制限されていました。私は、このような運用は、国が実現を目指す「開かれた司法」に逆行し、公正な司法手続の理念に反するものであると考えます。

以上

9月26日判決言渡日の傍聴者警備の適正化要請と

これまでの静岡地方裁判所への要請事項の要約

静岡地方裁判所刑事部

國井 恒志 裁判長 殿

静岡地方裁判所

~~永淵健~~ 所長 殿

吉崎佳弥

2024年9月18日

袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会

はじめに

これまで抗議と改善要請してきました傍聴者への異常な警備体制を9月26日の判決言渡日には正常適切化を図ることを強く要請致します。なお、過去6回の要請事項の要点をまとめました。基本は傍聴者の知る権利の充実です。当実行委は昨秋から今秋に至る間、貴静岡地方裁判所に袴田巖さんの再審公判にともなう改善要請行動と無罪判決を求める署名提出を行って来ました。この要請事項を振り返り要約しますので貴裁判所としましては「開かれた司法」の実現を目指すわが国の方針に沿って今後の司法改革の具体的改善を求めます。また、足利事件の判決言渡しの際、裁判官は一礼し謝罪の意を表しました。この前例を重く受け止めて下さい。

第1回要請 2023年9月12日

1. ビデオリンク方式で空き法廷と結ぶなど、貴庁の設備や人員を最大限活用して傍聴席を拡大することを要請。

第2回要請 2023年11月16日

1. ビデオリンク方式で空き法廷と結ぶ要請を再度要請する。
2. 所持者を交代できる仕様の「傍聴券」に改善して、中途退廷時に傍聴券の引き継ぎと傍聴者の交代を許可する。
3. 傍聴整理券の交付時間と締め切り時間について、いずれも30分遅らせる。

第3回要請 2023年12月7日

1. ビデオリンク方式で空き法廷と結ぶ要請を再度要請する。
2. モニターなどの設備を必要としない場合には、最大の収容人数の法廷の使用を検討すること。
3. 傍聴整理券の交付時間と締め切り時間について、いずれも前回までより30分遅らせて、9時～9時30分までとすること。

第4回要請 2024年2月6日

1. 「傍聴券に当選されなかった方は、周辺施設及びほか来庁者の安全のため、速やかにご帰宅ください。」の不適切文書の掲示の撤回と謝罪を要請。
2. 貴庁の設備や人員を最大限活用して、傍聴席を拡大すること。
3. 開請求について)「申出書」に対して迅速に対応し、すべての関連文書を公開すること。

第5回要請 2024年3月13日

1. 裁判公開の原則を保障し、過剰な警備を直ちに是正することを求める。
2. 裁判傍聴の自由と拡大を求める。
3. 開示請求している司法行政文書の速やかな開示を求める。

第6回要請 2024年5月6日

1. 傍聴者に対する過剰警備の改善要請
 - ①衣類にHAKAMADAとあるだけでガムテープ貼り。
 - ②文字がごく小さくて読めないバッチを外させた。
 - ③裁判所は傍聴者に偏見と予断を持っている。

結果のまとめ

要 請 内 容	結 果	備 考
ビデオリンク式傍聴拡大	×	改善なし。
傍聴席パイプ椅子増席	×	改善なし。
傍聴者の交代の許可	×	改善なし。
傍聴整理券の公布30分後に	△	10分後に、実効性なし。
最大傍聴席法廷の使用	△	判決言渡し日のみ201法廷使用。
不適切文言の掲示、撤回と謝罪	○	文言は変更したが、謝罪なし。
傍聴者に対する過剰警備	×	改善なし。
情報公開の遅い対応と非開示	×	改善を求め最高裁へ苦情提出。

袴田巖さんの再審無罪を求める実行委員会

(構成団体) 日本国民救援会／日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会／袴田巖さんの再審を求める会／袴田巖さんを救援する静岡県民の会／袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会／袴田さん支援クラブ／浜松・袴田巖さんを救う市民の会／無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会